

設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

(名称)

第1条 本会は、「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体による設楽ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「実施要領細目」という。)に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第3条 検討主体とは、国土交通省中部地方整備局をいう。

2 検討主体は、実施要領細目に基づき、設楽ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

第4条 検討の場は、別紙で構成する。

- 2 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第5条 検討の場は、原則公開とし、検討の場の資料等については、会議終了後に公開する。

ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることが出来る。

(事務局)

第6条 検討の場の事務局は、国土交通省中部地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第7条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年11月26日から施行する。

「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

愛知県副知事

豊橋市長

豊川市長

蒲郡市長

新城市長

田原市長

設楽町長

【検討主体】

中部地方整備局長

河川部長

（注）構成員については、代理出席を認めるものとする。